

さいたま市浦和斎場及びさいたま市大宮聖苑残骨灰売渡仕様書

1. 概要

さいたま市浦和斎場及びさいたま市大宮聖苑（以下「市営火葬場」という。）における火葬後の残骨灰に含まれる骨片及び資源物等について、市民感情や環境へ配慮し、資源循環型社会の形成に資するよう、その性質ごとに、関係法令等に基づき適正に処理することを目的として、さいたま市（以下「本市」という。）は残骨灰を売渡す。

買受者は、当該目的に沿って残骨灰を処理し、本市に処理結果を報告するとともに、買受けた火葬件数に応じた金額を支払うものとする。

2. 対象となる売渡物及び期間

- (1) 対象となる売渡物は、市営火葬場で実施する、さいたま市斎場及び火葬場条例（平成16年3月26日条例第26号）（以下、「本条例」という。）に規定する12歳以上の人体、12歳未満の人体、死産児、改装、身体の一部等の火葬により発生し、遺族等による収骨が完了した後に残るすべての残骨灰とする。
- (2) 残骨灰中には、骨片、焼却灰、集塵灰のほか、台車保護剤、棺、副葬品等の火葬残渣物が含まれる。
- (3) 対象となる期間は、令和5年4月1日から令和6年2月29日までに火葬に付されたものとする。

3. 契約種別

本契約は火葬1体あたりの単価契約（単位：円/件）によるものとし、売渡額の算出の根拠とする火葬件数は、本条例に規定する12歳以上の人体の火葬件数とする。

4. 契約締結に際し提出を要する書類

- (1) 現場責任者等届出書（様式第1号）
- (2) 売渡物運搬経路図（任意様式）
※売渡物処理施設と市営火葬場を結ぶ運搬経路を示すもの
- (3) 売渡物処理施設概要及び売渡物処理工程概要（任意様式）
※処理施設の概要及び設備等のわかるもの
※売渡物の無害化、分別工程及び最終処分までの工程がわかるもの
- (4) 残骨を埋蔵・収蔵する墓地・納骨堂の概要（任意様式）
※残骨の埋蔵・収蔵先（墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「墓地埋葬法」という。）第10条の許可を受けているものに限る。）の名称、所在地及び確保状況（提携先等との契約関係等）が分かるもの

5. 予納と清算

- (1) 本契約成立後、買受者は売渡物の受渡の開始の前までに、本市の請求に基づき、次のとおり売渡金を予納するものとする。なお、予定火葬件数に用いる火葬件数は、令和4年4月1日分から令和5年2月28日分の火葬件数とする。

$$\text{予納金額} = \text{予定火葬件数 (10,000件)} \times \text{契約単価} \times 110\%$$

- (2) 令和5年4月1日分から令和6年2月29日分までの火葬件数確定後、本市及び買受者は令和6年3月31日までに予納金を清算するものとする。清算にあつては、次のとおり売渡金額の確定額を算出し、予定火葬件数を超過した場合は、買受者は売渡金と予納金との差額を本市に追加納付するものとし、予定火葬件数未滿となった場合は、本市は買受者に対し売渡金と予納金の差額を還付するものとする。

$$\text{確定金額} = \text{火葬件数 (実数)} \times \text{契約単価} \times 110\%$$

6. 売渡物の排出場所及び設備等

(1) 浦和斎場

所在地 さいたま市桜区大字下大久保1523番地1

火葬炉の形式 台車式火葬炉10基（火葬炉メーカー：株式会社宮本工業所）

集塵設備 なし

台車保護剤の使用 あり

保管場所 別紙「浦和斎場案内図及び進入経路図」のとおり

(2) 大宮聖苑

所在地 さいたま市見沼区染谷2丁目350番地1

火葬炉の形式 台車式火葬炉10基（火葬炉メーカー：株式会社宮本工業所）

集塵設備 あり

台車保護剤の使用 あり

保管場所 別紙「大宮聖苑案内図及び進入経路図」のとおり

7. 売渡物受渡の事前準備

- (1) 買受人は、本契約締結後、初回の受渡の日に市営火葬場が必要と認める数量及び規格の残骨灰収容容器（ドラム缶等）を用意し、市営火葬場に貸与しなければならない。なお、初回の受渡においては、既に使用されている市営火葬場備え付けの収容容器（ドラム缶等）で搬出することができるものとし、次回受渡の際に返却するものとする。
- (2) 搬出に要する資機材は買受者が用意する。

8. 売渡物の受渡及び運搬

- (1) 買受者は「2. 対象となる売渡物及び期間」に定める残骨灰のうち、本市が引き取りを求めるすべてを引受なければならない。

- (2) 受渡の日時は、本市及び買受者の協議により決定する。なお、各市営火葬場の受渡の日は原則同日とする。
- (3) 受渡の回数は、本契約締結日の属する月の翌月以降、毎月1回とする。ただし、売渡物の排出場所の都合上必要があるときは、本市及び買受者の協議により受渡回数を変更することができるものとする。
- (4) 売渡物の受渡は、各市営火葬場における所定の場所とする。
- (5) 売渡物の受渡において、売渡物が買受者の運搬車両にすべて積載されたときは、市営火葬場担当者及び現場責任者等届出書に記載された現場責任者又は作業従事者は、それぞれ売渡物受渡書(様式第2号)に署名すること。なお、売渡物受渡書は2通作成し、市営火葬場担当者が割印のうえ、本市及び買受者の双方で1通ずつ保管する。
- (6) 市営火葬場の場内への入場及び退場は、各施設の指示による方法・ルートによるものとする。
- (7) 売渡物が買受者の運搬車両にすべて積載された後、買受者は当該積載に使用した場所及びその周辺の簡易清掃を実施するものとする。なお、当該簡易清掃の実施に係る電力及び水道の使用が必要なときは、「14. 費用負担」の規定によらず、市営火葬場から必要最小限の範囲内で無償使用することができる。
- (8) 売渡物の運搬に際しては、売渡物の飛散、流出及び悪臭発生等がないよう必要な措置を講じなければならない。
- (9) 売渡物の運搬は売渡物運搬経路図のとおり実施するとともに、関係法令等を遵守し適切に実施しなければならない。
- (10) 売渡物の所有権は、「6. 売渡物の排出場所及び設備等」に掲げる施設の敷地を出た時点で本市から買受者に移転する。ただし、所有権が買受者に移転した売渡物において、本仕様書に記載された内容に限り、買受者はその履行義務を負う。
- (11) 買受者、関係者、第三者等は、売渡物の品質等について、本市に対して異議を申し立てることは一切認めないものとする。

9. 有害化学物質の処理

買受者は、買受した残骨灰に含まれる有害化学物質について、当該残骨灰に含まれる有害化学物質を適正に測定し、有害化学物質が多く含まれる場合には「火葬場における有害化学物質の排出実態調査及び抑制対策に関する研究」(平成22年3月厚生労働科学研究費補助金健康安全・危機管理対策総合研究事業)の報告書に示されている溶解処理や不溶化処理等の対策も参考として、生活環境保全上支障がないよう適切に処理しなければならない。

10. 分別

買受者は、売渡物について、「残骨」、「資源物」及び「廃棄物」に分別を行うとともに、それぞれ関係法令に基づき適正に処理しなければならない。

1 1. 残骨の処理

- (1) 買受者は、分別したもののうち、「残骨」にあたるものは、墓地埋葬法において定める焼骨の取扱いに準じ、適正に処理しなければならない。
- (2) 「残骨」は、買受者が所有又は提携する墓地又は納骨堂に埋蔵又は収蔵するとともに供養することとし、それ以外の場所に搬入、埋蔵、収蔵等をしてはならない。
- (3) 「残骨」を埋蔵又は収蔵する墓地又は納骨堂の所在地は、原則として埼玉県内にあって、市民が参拝することが容易な場所を選定するものとする。なお、選定にあたり、その優先順位は、さいたま市内、さいたま市近傍の埼玉県内、埼玉県内の順とする。ただし、埼玉県内に選定の対象となる埋蔵・収蔵先がない場合には、本市が許可した場合に限り、埼玉県外の近傍地域であって市民が参拝することが容易な場所を選定することができる。

1 2. 資源物の処理

買受者は、分別したもののうち、「資源物」にあたるものは、循環型社会形成推進基本法（平成12年6月2日法律第110号）の趣旨に則り、資源物ごとに関係法令その他により適正に処理しなければならない。

1 3. 廃棄物の処理

買受者は、分別したもののうち、「廃棄物」にあたるものは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）その他関係法令により適正に処理しなければならない。

1 4. 費用負担

本契約の履行に際して必要と認める費用は、すべて買受者が負担する。

1 5. 報告

- (1) 買受者は、売渡物を適正に処理した後、その処理状況等について、速やかに売渡物処理報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、本市へ報告しなければならない。
 - ア 売渡物の各処理工程について作業内容及び日付等を付した写真
 - イ 適正に処理されたことを証明する書類（マニフェストの写し等）
- (2) 売渡物処理報告書は、市営火葬場ごとに集計し作成するものとする。

1 6. 立入調査等

- (1) 本仕様書の記載事項について適正に実施されていることを確認するため、本市は、買受者が実施する当該売渡物処理に関連する施設（買受者以外の法人等の所有する埋蔵・収蔵関連施設、最終処分施設等を含む。）への報告徴収、立入調査、書類審査等（以下、「立入調査等」という。）を実施することができるものとする。

- (2) 買受者は、立入調査等の実施において誠実に対応するとともに、買受者以外の法人等の所有する関連施設への立入調査等の実施について、当該立入調査等に関する調整等を行わなければならない。

17. その他

本売渡仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、別添「さいたま市業務委託契約基準約款」を準用する。この場合、委託者をさいたま市、受託者を買受者と読み替えるものとする。